



第486号

昭和48年8月5日

やお市政だより

発行所 大阪府八尾市役所
八尾市本町1 TFL代03881
印刷所 サンケイ印刷株式会社

市民憲章 わたくしち八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじわりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよろこびに生きましょう。

市の動き



市内の魚は大丈夫です

—水銀、PCBとも規制値以下—

6月4日、水産庁が魚介類のPCB汚染状況精密調査の結果を発表して以来、魚介類の汚染問題が大きな社会不安をひきおこしました。同24日、厚生省が水銀の週間許容摂取量、規制値を決め、それにもとづく「献立表」の発表、さらにはその手直しに至って不安は頂点に達しました。

それもそのはずで、私たちにとって魚介類は大切なタンパク源で、実に、アメリカ人の5倍もの量をとっているといわれています。このようになじみの深いタンパク源をすぐさま他のタンパク源に切り換えるということは、物価高のおりからもままなりません。市民のみなさんも非常に困惑されていることと思えます。

そこで今回は、市内に出回っている魚介類の安全性を、国が定めた水銀、PCBの暫定的規制値、主たる仕入先である大阪市中央卸売市場の汚染魚対策などを通じて考えてみました。

■魚介類汚染濃度の暫定的規制値が決まりました(水銀、PCB)

6月24日、厚生省は魚介類の水銀暫定基準を決めました。それによりますと、魚介類の水銀汚染濃度基準は総水銀で0.4ppm、メチル水銀で0.3ppmとなっています。

これは国立衛生試験所が行ったサルの毒性実験、世界保健機関(WHO)の基準などから算定された、体重50kgの人のメチル水銀週間摂取許容量0.17mg、それに魚介類の摂取量1人1日平均最大値108.9gを考慮して算出されたものです。

PCBについては既に昨年8月、同じく厚生省によって暫定基準が決まっています。この暫定基準は品目によってこととなりますが魚介類は近海魚3ppm、遠海魚0.5ppmと

なっています。この基準値もまた、体重50kgの人1日当りの摂取許容量0.25mg(うち魚介類からは0.18mg)からもとめたものです。

★ppm……ある量が全体の100万分のいくつを占めるかをあらわす。

★mg……1000分の1g

■汚染魚シャットアウト—市内の魚介類は規制値以下です

このほど市産業課が行った市内の魚介類小売業の実態調査によりますと、調査対象となった魚屋さん18軒(抽出率22%)のうち17軒までが大阪市中央卸売市場(本場、東部市場)を仕入先または主たる仕入先としています。また、すし屋さん6件(抽出率6%)のうち4軒が鶴橋、2軒が東部市場を仕入先としていました。

このことから、市内の魚屋の店頭に並んでいる魚介類のほとんどが、大阪市中央卸売市場を経由しているとみることができます。そこで、市内に出回っている魚介類の安全性と中央卸売市場の汚染魚対策とは深い関連をもつこととなります。

中央卸売市場を管理している大阪市では、水産庁が発表した汚染水域の汚染魚種は絶対に取り扱っていないと言明しています。具体的には、出荷地に出荷停止を要請するとともに、入荷する場合には魚獲地の明示を要請しています。

また、汚染水域の汚染魚種以外の魚、および汚染水域に近接する水域で汚染のおそれのある魚種についても出荷の抑制を要望するとともに、入荷する場合には魚獲地の明示を要請しています。

さらに、毎朝入荷する魚からぬきとり検査を行い、水銀、PCB濃度の測定を実施して

います。この検査では、6月24日から7月21日まで約100検体を調べていますが、規制値をこえたものは1件もなかったということです。

なお、鶴橋、木津などの市場でも、食品衛生監視員が監視、検査する魚の採取を行い、汚染魚に目をひからせています。

また府でもこの程、水銀調査の結果を発表しました。これは府下で売られていた魚29種103検体をことし2月と6月に買い上げ、分析したものです。

それによりますと、魚介類に含まれている

水銀は規制値をかなり下回り、現状では一般家庭の献立に配慮を加える必要はないという結論を出しています。

PCBについても、6月、魚介類51検体について調査しましたが、「まいわし」1検体を除いて規制値を大きく下回っています。まいわしについてはきびしい検査を続けていますので、今後大阪に出回ることはないということです。

以上のことから、現在市内に出回っている魚介類は国の規制値を下回っており、安心して食べることができるといえるでしょう。

●「魚介類汚染問題懇談会」が開かれました

7月21日、魚介類の汚染問題を考えようとして大阪市中央卸売市場本場で「魚介類汚染問題懇談会」が開かれました。

この会合には市内の消費者代表22名、小売市場連合会役員2名、市側から大橋市長をはじめ助役、市民経済部長、担当職員が出席しました。

また、卸売市場を管理している大阪市から本場長、食品衛生検査所長、それに本場内の業者を代表して卸売業者、仲卸業者各3名の出席がありました。

本場長から八尾市にも関連が深い中央卸売市場の汚染魚対策の説明をうけたあと、消費者代表との間に質疑応答がありました。

以下、質疑応答の一部を紹介しますと、

問 貝類は安全か。

答 安全である。すべて基準値を下回っているし、汚染地域からの集荷は

していない。(卸売業者)

問 体内蓄積は大丈夫か。

答 PCBについてはふん便中に50%以上排出される。

メチル水銀については、生物学的半減期が70日間で70日たてば体内量が半減する。したがって毎日きまった量をとっても一定量以上蓄積することはない。基準値の量内であれば大丈夫といえる。(大阪市)

約1時間半にわたる質疑のあと、午後1時、懇談会は散会しました。



やお市政だより

第486号

2

昭和48年8月5日

市の行事

8/11 (土)	青少	
12 (日)		
13 (月)	家児 法律	☆肢体不自由児相談 13.00~14.00 八尾保健所
14 (火)	交通 青少	☆不用犬の受付 9.15~12.00 13.00~17.00 八尾保健所
15 (水)	結婚 家児 人権	☆近畿交通安全デー ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00 13.00~15.00 八尾保健所
16 (木)	家児 法律 青少	☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室() 17.30~21.00 ☆文学教室 18.00~20.30 労働会館分館(植松)
17 (金)	家児 身障	☆三歳児の健康診査(昭和45年2月生まれの子) 13.00~15.00 八尾保健所 ☆府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室 ☆不用犬の受付 9.15~12.00 13.00~17.00 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(6ヶ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所
18 (土)	青少	
19 (日)		
20 (月)	家児 心配	
21 (火)	交通 青少	☆不用犬の受付 9.15~12.00 13.00~17.00 八尾保健所 ☆出張献血 10.00~15.00 市立病院
22 (水)	結婚 家児	☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00 13.00~15.00 八尾保健所
23 (木)	家児 法律 青少	☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室() 17.30~21.00 ☆文学教室 18.00~20.30 労働会館分館(植松)
24 (金)	家児 身障	☆不用犬の受付 9.15~12.00 13.00~17.00 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(1年6ヶ月の幼児) 9.15~11.00 八尾保健所
25 (土)	青少	

《人の動き》

(48年6月末現在)
 総数 240,713(+586)
 男 120,986(+297)
 女 119,727(+289)
 世帯数 73,709(+139)
 ()内は前月からの増減です



《俳句》

手花火の
消えたる跡の
闇 深し
西田つね子(主婦)

《電気も光化学スモッグでピンチです》

真夏です。クーラーがフル回転して、電気の消費はもう絶頂です。
 光化学スモッグ注意報が発令されますと、火力発電所は、操業を2割短縮します。
 光化学スモッグ報が発令されやすい午後1時~4時のあいだは、節電にご協力ください。消し忘れの電灯一つだけでも、つもれば大きいものです。

《のれん、河内木綿出品のおねがい》

市制25周年を記念して今年9月に開催される特別展覧会に、のれんと河内木綿を展示しますので、出品にご協力くださるようお願いいたします。

☆のれん 姓、屋号、定紋などはいったもの(夏もの含む)
 ☆河内木綿 布地でも製品でも結構です。

☆申し込み 8月31日まで
 ☆申し込み先 教育センター内 公民館(清水町1-1-6 電92-5875)

《英会話の生徒募集》

末日聖徒イエス・キリスト教会(モルモン教会)では、14歳以上で英会話を習いたい人に、無料で英会話を教えています。

☆とき 毎週月曜(午後7時~8時)木曜(午後5時30分~6時30分)の2回

☆クラス 初級・中級
 希望者は、末日聖徒イエス・キリスト教会(東大阪市宝持町300 松浦ビル2階 電06-723-4140)まで

《身障》

=身体障害者相談

《心配》

=心配ごと相談

《結婚》

=結婚相談 いずれも 13時~16時 福祉会館で

《家児》

=家庭児童相談 10時~16時 福祉会館で

《青少》

=青少年愛護相談 9時~17時 教育センターで

《交通》

=交通相談

《法律》

=法律相談

《行政》

=行政相談

《人権》

=人権相談 14時~16時 人権擁護委員会室で

《夏の犯罪防止にご協力を》

犯罪のない明るい八尾市を築くため、夏の防犯運動にご協力ください。

☆外出やおやすみの時は戸締りを十分にしましょう。

☆青少年の不良化防止に努めましょう。

☆不審な者、暴力行為などは、すぐ警察に連絡しましょう。

《道路を大切に》

8月は、道路を守る月間です。道路にゴミをすてたり、電柱や街路樹にはり紙をするのはやめましょう。また、道路に商品を置いたり、自転車やバイクを並べるとはやめましょう。道路およびガードレール、街路樹など道路の付属物をこわしたときは、必ず道路管理者に届けましょう。お問い合わせは大阪国道工事事務所(大阪府城東区今福中2-22-1 電06-932-1421)まで

《料理飲食等消費税の免税点引き上げ》

地方税法の一部改正により、泊、飲食などにかかる料理飲食等消費税の免税点が、10月1日から次のように引き上げられます。

現行	改正
旅館(宿泊) 1,800円	2,400円
飲食店 900円	1,200円
前売券食堂 450円	600円

なお、宿泊にかかる基礎控除額は現行(1,000円)どおりです。

《個人事業税の納税は8月31日までに》

個人事業税の納税通知書(納付書)をお送りしますので、つぎの窓口でお納めください。

銀行、信用金庫、信用組合、郵便局、府税事務所

《軟式庭球シニア選手権》

第4回八尾市軟式庭球シニア選手権大会を次のとおり開催します
 ☆とき 8月19日 午前9時~
 ☆ところ 清友高校テニスコート
 ☆種目 男女ともトーナメント戦
 その他くわしくは体育振興課体育係(電23-5101)まで。

母と子の体操教室(毎週火曜日)は、8月中休ませていただきます。

☆みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係へ(TEL 91-3881)

やお市政だより

第486号

3

昭和48年8月5日

お知らせ

講座のこと

■消費者講座が開かれています

電91-3881 内線237

市では、八尾市消費問題研究会と共催で8月2日から消費生活夏期講座を開催していますので、多数ご参加ください。

☆講座内容 8月9日 「プラスチック器具のいろいろ」大阪市立工業研究所大垣敏氏

8月16日 「洗剤を考える」近大理工学部助教授 宮沢信夫氏 8月23日 「食生活と環境汚染」大阪府公衆衛生研究所榎本隆氏

8月30日 「楽しい生活設計と余暇の利用」家事評論家水島照子氏

☆ところ 労働会館(近鉄山本駅下車、東へ3分)

☆定員 50名(定員になりしだい締め切ります)受講希望者は市産業課へお申し込みください。

時間は、いずれも午後1時30分～3時30分。

■消費生活リーダー養成講座が開かれます

電91-3881 内線237

府と市の共催で昭和48年度消費生活リーダー養成講座が開かれますので、受講ご希望のかたは、つぎのとおり申し込んでください。

☆とき 9月3日～11月5日 毎週月曜日午後1時～4時(10週10講座)

☆ところ 東大阪市民会館視聴覚教室

☆定員 50名

☆申し込み 8月22日(水)までに市産業課へ

☆講座内容 9月3日 開講式・ガイダンス

これからの消費者問題 10日 自由経済の管理体制

17日 情報化社会の商品価値

24日 生活設計 10月1日 消費者の心理

8日 衣料品の諸問題 15日 食品の危害

22日 食品の流通 29日 不動産の知識 11月5日 組織づくり・修了式

修了されたかたには、修了証書をお渡します。くわしいことは、市産業課までお問い合わせください。

■簿記入門講座が開かれます

電91-3881 内線237(産業課)

電22-1181(八尾商工会議所)

市産業課、八尾商工会議所の共催で簿記入門講座がつぎのとおり開かれますので受講ご希望のかたは、つぎのとおり申し込んでください。

☆とき 9月3日から21日までの毎週月水金曜日、午後6時～8時

☆ところ 八尾商工会議所研修室

☆対象 市内事業所の事業主および経理担当者

☆定員 40名

☆締め切り 定員になり次第締め切ります

☆受講料 2,000円(テキスト代含む)

☆申し込み 市産業課、または八尾商工会議所まで

敬老金のこと

■敬老金の申請を受け付けます

電 91-0090

今年も敬老の祝寿式典(9月12日)を間近にひかえ、市では敬老金受給の申請を受け付けています。

☆受給資格 今年9月1日現在77歳以上(明治29年9月1日以前に生まれた人)のかたで市内に居住し、住民登録をしている人

☆申請 申請用紙に必要事項記入し、押印のうえ、本町2丁目の社会福祉会館内社会課、市役所市民相談室、またはもよりの各出張所に提出してください。(上の3カ所に用紙をおいています)提出期限は、8月15日まで。ただし社会課では8月31日まで受け付けます。

☆給付額 77～87歳 3,000円(年額) 88～98歳 5,000円(年額) 99歳以上10,000円(年額)

この敬老金は、本人または扶養義務者などから申請のないときは受給を辞退されたものとして扱いますのでご注意ください。支給日場所などについては、おって申請者に連絡します。

貸付けのこと

■府老人居室整備資金の貸付けを行います

電 91-0090

府では、60歳以上の老人と同居している世帯、または同居しようとしている世帯が、老人専用居室を増築または改築する場合に、整備資金の貸付けを行いますのでご利用ください。

☆資格 現在60歳以上の老人と同居しているか、または同居しようとしている世帯の、老人または同居者であること。

☆申し込み 8月15日(水)まで市社会課で受け付けていますので、必要な書類(老人居室整備資金貸付申込書、増改築後1ヵ月以内に同居することとなる方全員の住民票の写し)を添えてお申し込みください。

☆貸付けの条件 貸付け金額-工事に要する費用から5万円未満の端数を切り捨てた額とし、50万円を限度とします。利息一年3%担保および保証人-担保は不要ですが、府内に住所を有する連帯保証人2人が必要です。

☆貸付けを受けることができる工事 つぎに掲げる工事で、貸付けの決定の日から3ヵ月以内に工事に着手し、昭和49年3月31日までに工事を完了できる場合に、貸付けをします。

①貸付け希望者が所有し、かつ、居住している家屋の老人専用居室の増築または改築

②貸付け希望者が借用している家屋または借地に、所有者の同意を得て行う老人専用居室の増築または改築

くわしいことは、市社会課までお問い合わせください。

写真コンクールのこと

■郵政省主催の写真コンクールを行います

電 22-2985

郵政省では、次のとおり「簡易保険積立金融資施設の写真コンクール」を行っていますので、多数ご応募ください。

☆作品のテーマ 画面に、府・県や市町村公団が施主である施設があること。(小中学校やそのプール、市町村庁舎、公園、公営住宅、高速道路地下鉄、市電、市バスなど)

☆サイズ カラーはスライド35ミリ以上白黒は四ツ切判に限定します。

☆応募の方法 ①住所、氏名、年令、職業撮影場所、施設名、画題を記入した応募票を作品に貼付してください。

②応募作品は返却しません。カラーで返却を希望する人は応募票に「返却希望」と朱書してください。

☆受け付け 9月20日(木)まで、最寄りの郵便局保険窓口で

☆賞 カラーの部 推薦(1点)3万円など28点 白黒の部 推薦(1点)2万円など28点

納税のこと

■納税移動窓口車が次の各地区をまわります

電91-3881 内線227

府、市民税第2期分、および国民健康保険第3期分の納期限は、こん月25日です。

こん月も次の日程で納税移動窓口車が巡回し、納税事務をとり扱いますのでご利用ください。

＜日程＞8月18日(土) 下竹淵橋(午前9時30分～11時) 20日(月) 〇渋川神社前 △日の出市場前 △DMストア前 21日(火) 〇近鉄久宝寺口駅前 △ショッパーズ八尾前 △山本中央市場横 22日(水) 〇南陽温泉前 △高安ストア前 △高安市場前

時間は、〇印が午前10時～正午、△印が午後2時～4時までです。

印鑑登録のこと

■印鑑登録、証明などは居住地の出張所で

電91-3881 内線233

印鑑事務については、住所別の出張所でしか取り扱いができませんので印鑑登録および印鑑登録証明の申請については、居住地域の各出張所で行ってください。

本庁で取り扱っている印鑑事務は、本庁周辺の地区に居住のかただけですのでご注意ください。

なお、居住地がどの出張所に属するのかわかりにならない場合は、市役所市民課までお問い合わせください。

ただし、外国人のかたについては、すべて本庁で取り扱っています。

軽自動車のこと

■10月から軽自動車の検査が始まります

電(06)532-4781

道路運送車両法の一部改正で、軽自動車に対する検査が、48年10月1日から行われることになりました。

このため、現在使用中の軽自動車は、届出済証年月日によって、下記の期限内に検査を受けなければ使用できませんので早目に受けてください。

なお、検査は次のところで行います。軽自動車検査協会大阪検査場(大阪市住吉区南港東3丁目3番7)

検査を受けるときは、法令で決められた書類を提出しなければなりませんので、詳細は次のところへお問い合わせください。

▽大阪軽自動車協会(電532-4781)▽軽自動車検査協会大阪主管事務所(電942-5654)

届出年月日	検査期限
昭和41年12月31日以前	昭和48年10月
昭和42年1月1日～12月31日	48年11月
昭和43年1月1日～7月31日	48年12月
昭和43年8月1日～12月31日	49年1月
昭和44年1月1日～4月30日	49年2月
昭和44年5月1日～8月31日	49年3月
昭和44年9月1日～12月31日	49年4月
昭和45年1月1日～3月31日	49年5月
昭和45年4月1日～6月30日	49年6月
昭和45年7月1日～9月30日	49年7月
昭和45年10月1日～12月31日	49年8月
昭和46年1月1日～3月31日	49年9月
昭和46年4月1日～6月30日	49年10月
昭和46年7月1日～9月30日	49年11月
昭和46年10月1日～11月30日	49年12月
昭和46年12月1日～ ^{昭和47年} 2月29日	50年1月
昭和47年3月1日～4月30日	50年2月
昭和47年5月1日～7月31日	50年3月
昭和47年8月1日～10月31日	50年4月
昭和47年11月1日～1月31日	50年5月
昭和48年2月1日～4月30日	50年6月
昭和48年5月1日～6月30日	50年7月
昭和48年7月1日～8月31日	50年8月
昭和48年9月1日～9月30日	50年9月

人事のこと

■助産婦、看護婦、准看護婦を募集しています

電22-0881

病院では、助産婦、看護婦、准看護婦を募集しています。

☆資格 助産婦40歳未満、看護婦35歳未満 准看護婦30歳未満で免許証のある人

☆給与 助産婦67,500円以上、看護婦64,500円以上、准看護婦53,500円以上でほかに通勤手当、夜間看護手当が支給されます。

☆願書の受付 毎日午前8時45分から午後4時40分まで(ただし、日曜、祭日、土曜の午後を除く) 申し込まれるかたは、履歴書資格免許証を添えて市立病院庶務課(南太子堂2-1-55)まで



やお市政だより

第486号

4

昭和48年8月5日

市の話題



●志紀地区の歩行者天国にビニールプール

志紀地区の歩行者天国(愛称=ボブラ通り)に、このほど直径2mのビニールプール2つが置かれ、夏休み中の子供たちや父兄に好評を博しています。

このプールは、市が道路開放運営委員会と協議し、子供たちへプレゼントしたものです。

子供たちは、連日水しぶきをあげていますが、付近の父兄たちは「道路で思いきり遊べるうに好きな時に水遊びができるので交通事故や水の事故の心配はありません」と語っていました。

●老原地区のこども会にみこしプレゼント

先月28日、29日に行われた老原の杵築神社の夏祭り、子供たちは、島田信治さん(相生町2丁目)から寄付されたみこしをひっぱり町内をねり歩きました。

島田さんは、昨年地元の町会の運動会が行われた時、仮装行列に使う小道具を頼まれたのがきっかけになり、ここの1月から4カ月間かかりひまを見つけて製作し、5月のこどもの日に同地区の子供会へプレゼントしました。なお、このみこしは、ヒノキ造りで高さ1m幅40cmの大きさです。



●八尾こぼと会、久宝寺緑地プールで楽しいひととき

知恵おくれの子供を持つ親で組織している「八尾こぼと会」は、先月25日、府営久宝寺緑地プールで楽しいひとときをすごしました。これは、家の中に閉じこもって閉鎖的になりがちな子供たちに、のびのびとした解放感を与えようといわれたものです。

子供たちは、お母さんと一緒にプールで泳いだり、プールサイドでスイカ割りをして楽しみましたが、水をこわがる子はひとりもおらず、うれしそうに水しぶきをあげていました。



●市内8ターミナルにフラワーボックス設置

市公園緑化室と市民憲章推進協議会は、先月16日、近鉄八尾駅、山本駅、国鉄八尾駅など市内8ターミナルに、サルビア、アゲラタム、クロトン、ゴムのフラワーボックスを合わせて75基設置しました。

これは、現在、市が推進している「花いっぱい運動」の一つとして、緑のまちづくりを市民に浸透させようと民間団体の市民憲章推進協議会と協力して設置されたものです。

フラワーボックスの花は、1カ月ごとに季節のものと取り替えられます。



●姉妹都市ベルビュー市からハンズンさん来市

姉妹都市ベルビュー市から市立インターレイク高校の3年生ジョン・ハワード・ハンズンさん(17歳)が、先月24日、ライオンズクラブの交換学生として来市、市庁舎を訪れ、大橋市長にあいさつしました。

ハンズンさんは、8月末まで梅田実三郎さん宅(八尾ライオンズクラブ会員)に滞在し日本の日常生活について勉強する一方、大阪京都、奈良などを見学することになっています。

●近鉄山本駅前の自転車にアンケートはがき

市公害課交通対策係は、先月24日、近鉄山本駅前に駐車している自転車770台にアンケートはがきをはりつけました。

これは、3年ほど前から近鉄を利用する通勤客の置く自転車が目立ちはじめ、乗降客や商店街の買物客が迷惑しているため、置いてある自転車の実態をつかんで今後の対策に役立てようというものです。

同係では、できるだけ多くの返答があればと期待しています。



しあわせを築く道 部落解放とわたしたち ⑤

■「非行」を根絶するためにも手をつなぎましょう!

毎年、夏休みになると「非行」問題が話題となり、おかあさん・おとうさんも、どのようにしたらよいのかと頭を悩められておられることと思います。

今回は「非行」問題をとりあげ、すべてのこどもたちが、健やかに豊かに育っていくためには、どうしたらよいのかを考えてみたいと思います。

まず、過去において「非行生」とレッテルをはられた〇青年の例を考えてみたいと思います。

彼は、被差別部落に生まれ、鉛筆すら満足に買えない生活の中で育ちました。

標準保護児童に指定されたことで、まわりから差別的な目でみられ、4年生のときから働かざるをえない生活、ごはんだけの弁当、ハーモニカ・フェエがかえなくて、「忘れた」とい

わなければならなかったことなどで、「最底辺の貧しい生活であることが、毎日、目の前につきつけられ、彼の自尊心」は、唯一バスケットボールをやることで、「かろうじてささえられていた」わけです。

ところが、そのバスケットボールすら、家の仕事の手伝いでやめざるをえなくなり、「どこで自分の存在をたしかめるのか、そのすべを失い、荒れに荒れた」のでした。

彼は、そのような中で、部落差別と社会のしくみを教えられ、これまでやってきたことのむなしさに気づき、人間として生きていく展望を部落解放運動に見出し、現在、解放運動の活動家として活躍しています。

彼は、「いま思えば、自分の存在意義なり展望なりがつかめず、周囲の『差別的無視』にたえられなくなったとき、ぼくはそれに負け、『非行』に走りこんでいたことに気づく。」と語っています。

この例から、何がこどもたちを「非行」に

おいやっているのか、わかると思います。

現在では、「中教審答申」にもあらわれているように、勉強のできる子を少数だけつくって、勉強のできない子を大量につくりだすという能力主義の「きりすて教育」のしくみになっています。

そのため、様々な努力がなされているにもかかわらず、全体の3割ぐらいしか学校の勉強についていけなくなっているといわれています。

また、教育だけでなく、すべての人々が、「健康で文化的な生活」を送ることができない社会のしくみにもなっています。

このような教育権・生活権が不十分にしか保障されないという状況は、被差別部落のこどもたちだけではなく、すべてのこどもたちのまわりをとりまいています。

そのような中で、こどもたちが疎外され、自らの生きる展望を失っていくということが、いろいろな地域で生まれてきています。

「貧困家庭」のこどもたちだけでなく、いわゆる「中流家庭」のこどもたちも、社会の差別的しくみの中で、利己的で無気力な考え方をもち、衝動的に行動することが出てきています。

以上のことから、「非行」状況におかれた生徒が出てきたとき、対策的に「救護院・少年院送り」することでは、問題は解決しないことが明らかだと思えます。

「非行」は、社会の中にある不合理や矛盾に負けた行為あるいは誤まった抵抗として、出てくるのです。

従って、なぜ「非行」生徒を生み出したのかという背景を、学校・P.T.A・地域社会がともに考え、その社会的背景を少しでもなくしていくためのとりくみが、行われなくてはならないのです。

八尾市民のみなさん、ともに手をつないでとりくんでいこうではありませんか。